

死者情報条例に基づく開示等の請求に必要なもの

区分	必要なもの
(1) 遺族による開示請求の場合	<p>① 総務課窓口（第1庁舎3階3番）に来所して請求する場合</p> <p>以下のアとイの両方が必要です。</p> <p>ア 遺族の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、共済組合証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等）（詳しくはお問合せください。）※</p> <p>イ 保有死者情報の本人の遺族であることを示す書類（戸籍謄本等）（原本）（詳しくはお問合せください。）</p>
	<p>② 開示請求書を送付して請求する場合</p> <p>以下のア、イ及びウの全ての送付が必要です。</p> <p>ア 遺族の（1）①の書類の複写物</p> <p>イ 遺族の住民票の写し（原本）</p> <p>ウ 保有死者情報の本人の遺族であることを示す書類（戸籍謄本等）（原本）（詳しくはお問合せください。）</p>
(2) 遺族の法定代理人による開示請求の場合	<p>① 総務課窓口（第1庁舎3階3番）に来所して請求する場合</p> <p>以下のア、イ及びウの全てが必要です。</p> <p>ア 法定代理人の（1）①の書類</p> <p>イ 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登録の登記事項証明書等（原本）（詳しくはお問合せください。）</p> <p>ウ 法定被後見人等が保有死者情報の本人の遺族であることを示す書類（戸籍謄本等）（原本）（詳しくはお問合せください。）</p>
	<p>② 開示請求書を送付して請求する場合</p> <p>以下のア、イ、ウ及びエの全ての送付が必要です。</p> <p>ア 法定代理人の（1）①の書類の複写物</p> <p>イ 法定代理人の住民票の写し（原本）</p> <p>ウ 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登録の登記事項証明書等（原本。30日以内に作成</p>

		されたものに限ります。) (詳しくは お問合せください。) エ 法定被後見人等が保有死者情報の本 人の遺族であることを示す書類(戸 籍謄本等)(原本)(詳しくはお問合せ ください。)
--	--	--

※…開示等請求書に記載されている開示等請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及
び住所又は居所が記載されていることが必要です。